

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程	備考
第8条 表題部	(注文の受付)	(売買注文の受付)	
第8条 第1項	・・・弊社がその入力内容を <u>受け付けた</u> 時点で完了するものとします。	・・・弊社がその入力内容を <u>受信した</u> 時点で完了するものとします。	
第8条 第2項	・・・別途弊社が認める場合以外の <u>注文の受付</u> は一切行わないものとします。	・・・別途弊社が認める場合以外の <u>売買の受注</u> は一切行わないものとします。	
第9条 表題部	(注文の取消等)	(売買注文の取消等)	
第9条 第1項	お客様が本システムを利用して弊社に指示された <u>注文</u> は、当該注文が約定されていない限り、お客様は当該注文を取消又は撤回すること（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を <u>受け付けた</u> 時点で効力を発生するものとし、・・・	お客様が本システムを利用して弊社に指示された <u>売買注文</u> は、当該注文が約定されていない限り、お客様は当該注文を取消又は撤回すること（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を <u>受信した</u> 時点で効力を発生するものとし、・・・	
第9条 第2項	お客様の <u>注文</u> は、約定前かつ弊社が <u>訂正</u> を認める場合に限り、その内容を <u>訂正</u> できるものとします。	お客様の <u>売買注文</u> は、約定前かつ弊社が <u>変更</u> を認める場合に限り、その内容を <u>変更</u> できるものとします。	

第10条 表題部	(注文)	(売買注文)	
第10条 第1項	お客様が本システムを利用して弊社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、・・・	お客様が本システムを利用して弊社に対して売買注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、・・・	
第11条 表題部	(注文等の照会)	(売買注文等の照会)	
第12条 第1項	・・・また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、弊社に届けた名義以外の名義により本口座に対して入金することはできないものとします。		新たに追加致しました。
第12条 第2項	2. お客様が前項の規定に違反した場合又は前項の規定に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は、お客様の口座を停止又は解約することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、弊社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。		新たに追加致しました。

第12条 第3項	<u>3.</u> お客様は、お客様自身が行うと第三者が行うとを問わず、・・・	<u>2.</u> お客様は、お客様自身が行うと第三者が行うとを問わず、・・・	
第12条 第4項	<u>4.</u> お客様は、自己の判断と責任において、・・・	<u>3.</u> お客様は、自己の判断と責任において、・・・	